

令和元年6月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和元年5月28日	
2	招 集 日	令和元年6月4日	
3	提出議案件数	29件	
		予 算 4件	
		条 例 8件	
		その他 17件	
4	議案等件名		
	議案第1号	西条市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	1
	議案第2号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第2回）について	別 冊
	議案第3号	令和元年度西条市介護保険特別会計補正予算（第1回）について	
	議案第4号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について	
	議案第5号	令和元年度西条市水道事業会計補正予算（第1号）について	
	議案第6号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その1の締結について	
	議案第7号	土地改良事業の施行について	3
	議案第8号	土地改良事業の施行について	4
	議案第9号	土地改良事業の施行について	5
	議案第10号	西条市森林整備基金条例について	6
	議案第11号	西条市自転車等の駐車対策に関する条例について	7
	議案第12号	西条市税条例の一部を改正する条例について	8
	議案第13号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	9
	議案第14号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	11
	議案第15号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について	12
	議案第16号	西条市地域包括支援センターの人員及び運営に	

	関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について	1 4
議案第 1 7 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例につ いて	1 5
報告第 1 号	平成 3 0 年度西条市繰越明許費繰越計算書につ いて	1 6
報告第 2 号	平成 3 0 年度西条市水道事業会計予算繰越計算 書について	1 7
報告第 3 号	平成 3 0 年度西条市病院事業会計予算繰越計算 書について	1 8
報告第 4 号	西条市土地開発公社の経営状況について	1 9
報告第 5 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい て	2 0
報告第 6 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況 について	2 1
報告第 7 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	2 2
報告第 8 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	2 3
報告第 9 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	2 4
報告第 1 0 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	2 5
報告第 1 1 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	2 6
報告第 1 2 号	権利の放棄について	2 7

議案第 1 号 西条市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

(市民税課・資産税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)等が平成31年3月29日に公布され、その一部が平成31年4月1日及び令和元年6月1日から施行されることに伴い、該当部分について、西条市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

(1) 市民税に係る主な改正

ア ふるさと納税に伴う寄附金特例控除制度の見直し

個人市民税の寄附金特例控除対象となるふるさと納税は、総務大臣が法に定める基準に基づき、地方財政審議会の意見を聞いた上で、指定した地方団体により募集されたふるさと納税のみとする。

【指定基準要件】

- ・ 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ・ 返礼品の返礼割合が3割以下
- ・ 返礼品は地場産品であること。

イ 住宅借入金等特別控除の控除期間の拡充及び控除額の見直し

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供された住宅のうち、消費税率10パーセントを負担し取得された住宅については、控除期間10年のところ、3年間延長し13年とする。当該延長期間における控除額については、現行基準と新たに追加された算定基準との比較により決定されるほか、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じく個人住民税額から控除することとする。

(2) 固定資産税に係る改正

高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を追加する。

3 施行期日

平成31年4月1日。ただし、ふるさと納税に伴う寄附金特例控除制度の見直しに関する規定は、令和元年6月1日

議案第 6 号 西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定
その 1 の締結について

(下水道工務課)

1 提出の理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 1 の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 協定金額

946,100,000 円

(2) 協定の相手方

東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号

日本下水道事業団

理事長 辻原俊博

(3) 工事内容

西条市公共下水道三津屋雨水ポンプ場の建設工事を行う。

- ・沈砂池施設土木工事 一式
- ・雨水ポンプ施設土木工事 一式
- ・雨水ポンプ施設建築工事 一式
- ・流入渠施設土木工事 一式

議案第7号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

西条市周布開田地区における愛媛県単独土地改良事業の実施に当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

西条市周布開田地区

(2) 工種

農道舗装工

(3) 事業費

9,400,000円

(4) 受益面積

16.2ヘクタール

(5) 事業概要

ア 施行年度

令和元年度から令和3年度まで(3か年度)

イ 施行延長

800メートル

ウ 農道寸法

幅員3.0メートル

議案第8号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

西条市新川地区における愛媛県単独土地改良事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

西条市新川地区

(2) 工種

かんがい排水

(3) 事業費

8,500,000円

(4) 受益面積

5.5ヘクタール

(5) 事業概要

ア 施行年度

令和元年度（単年度）

イ 施設概要

転倒ゲート改修工 1か所

議案第9号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

西条市壬生川地区における愛媛県単独土地改良事業の実施に当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

西条市壬生川地区

(2) 工種

かんがい排水

(3) 事業費

8,000,000円

(4) 受益面積

8.6ヘクタール

(5) 事業概要

ア 施行年度

令和元年度から令和2年度まで(2か年度)

イ 施設概要

水路改修工 延長40メートル

議案第10号 西条市森林整備基金条例について

(林業振興課)

1 提出の理由

本市が国から譲受を受ける森林環境譲与税を原資として、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する施策に要する経費に充てるための基金を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定めるものである。

3 法第34条第1項に規定する施策

(1) 森林の整備に関する施策

(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

4 施行期日

公布の日

議案第11号 西条市自転車等の駐車対策に関する条例について

(建設道路課)

1 提出の理由

駅の周辺の駐輪場を中心に放置自転車が増加し、駐輪場所の確保が困難になるなど利便性が低下していることにかんがみ、市が管理する駅の周辺の駐輪場及び公共の場所における放置自転車対策の円滑な実施を図るため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 放置自転車等に対する措置

ア 市長は、公共の場所の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるときは、放置された自転車等を撤去することができる。

イ 撤去した自転車等を保管したときは、その旨を告示するとともに、利用者等に返還するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 費用の徴収

市長は、保管した自転車等を利用者等に返還するときは、費用を徴収できる。

(3) 撤去等

市長は、市が管理する駅の周辺の自転車等駐車場内に放置された自転車等についても、公共の場所に放置された自転車等と同様の措置を講ずることができる。

3 施行期日

令和元年10月1日

議案第12号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 軽自動車税のグリーン化特例措置の延長

3輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものの新規取得に対し、取得翌年度の軽自動車税に限り税率を軽減するグリーン化特例措置について、対象適用期限を2年延長し、令和元年度及び令和2年度に新規取得された軽自動車に係る軽自動車税(種別割)を、初年度課税に限り軽減する。

(2) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減特例措置

消費税率引上げに伴う自動車取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用を目的とした3輪以上の軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1パーセント分軽減する。

(3) 軽自動車税のグリーン化特例措置の見直し

軽自動車税のグリーン化特例措置について、令和3年度及び4年度においては、対象車両を一定の基準を満たす自家用の乗用の電気自動車等に限定し、初年度の種別割軽自動車税を軽減する。

(4) 単身児童扶養者に対する非課税措置

子供の貧困問題に対応する措置として、未婚のひとり親で、児童扶養手当の支給を受け、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者に対し、個人市民税を非課税とする。

3 施行期日

令和元年10月1日。ただし、単身児童扶養者に対する非課税措置に関する規定にあつては令和3年1月1日、軽自動車税のグリーン化特例措置の見直しに関する規定にあつては令和3年4月1日

議案第13号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 国民健康保険税の基礎課税額の限度額を、58万円から国が示す限度額基準の61万円に引き上げる。

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 案	現 行
基礎課税額	<u>61万円</u>	<u>58万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	(現行どおり)	19万円
介護納付金課税額	(現行どおり)	16万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の27万5,000円から28万円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げる。

区分	軽減対象世帯の判定基準	
	改 正 案	現 行
7割軽減世帯	(現行どおり)	世帯の合計所得 \leq 330,000円
5割軽減世帯	世帯の合計所得 \leq 330,000円 + <u>280,000円</u> \times (被保険者数+特定同一世帯所属者 [*] 数)	世帯の合計所得 \leq 330,000円 + <u>275,000円</u> \times (被保険者数+特定同一世帯所属者 [*] 数)
2割軽減世帯	世帯の合計所得 \leq 330,000円 + <u>510,000円</u> \times (被保険者数+特定同一世帯所属者 [*] 数)	世帯の合計所得 \leq 330,000円 + <u>500,000円</u> \times (被保険者数+特定同一世帯所属者 [*] 数)

特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、その後継続して同一の世帯に属するもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和元年度以後の国民健康保険税について適用する。

議案第 14 号 西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(子育て支援課)

1 提出の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労省令第50号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67条)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第15号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第54号)が施行されたことに伴い、第1号被保険者の令和元年度及び令和2年度の保険料率について、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市介護保険条例(平成16年西条市条例第137号)第4条第1項第1号から第3号までに該当する者の令和元年度及び令和2年度の介護保険料を、次のとおり引き下げる。

(1) 第4条第1項第1号に該当する者

- ・生活保護受給者
- ・老年福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者
- ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者

(2) 第4条第1項第2号に該当する者

- ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者

(3) 第4条第1項第3号に該当する者

- ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者

(4) 引下げ額等

		改正後	現 行	改正前後の差
第1号 該当者	介護保険料 (年額)	27,600 円	33,100 円	5,500 円の減
	対基準額 (73,600 円) 比	0.375	0.45	0.075 (7.5%の減)
第2号 該当者	介護保険料 (年額)	46,000 円	55,200 円	9,200 円の減
	対基準額 (73,600 円) 比	0.625	0.75	0.125 (12.5%の減)
第3号 該当者	介護保険料 (年額)	53,400 円	55,200 円	1,800 円の減
	対基準額 (73,600 円) 比	0.725	0.75	0.025 (2.5%の減)

3 施行期日
公布の日

議案第16号 西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
(包括支援課)

1 提出の理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の要件に、5年ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了していることを加える。

3 施行期日

公布の日

議案第 17 号 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)が公布され、及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成31年総務省令第11号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 避雷設備に関する事項(第16条第1項)

「日本工業規格」の名称を「日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)」に改める。

(2) 住宅用防災機器等の設置の免除に関する事項(第29条の5)

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合の要件をより明確にするため、当該要件に係る規定の一部を改める。

3 施行期日

公布の日。ただし、避雷設備に関する規定は、令和元年7月1日

(財政課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和元年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 23事業の合計

繰越額		2,434,526,000円
充当財源	国庫支出金	567,885,000円
	県支出金	161,743,000円
	市債	1,602,600,000円
	分担金等	8,394,000円
	一般財源（繰越金）	93,904,000円

【公共下水道事業特別会計】

○繰越明許費 7事業の合計

繰越額		479,621,000円
充当財源	国庫支出金	226,580,000円
	市債	158,000,000円
	一般財源（繰越金）	95,041,000円

報告第2号 平成30年度西条市水道事業会計予算繰越計算書について

(水道業務課)

1 提出の理由

平成30年度西条市水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

公共下水道工事に伴い支障となる水道管の布設替について、公共下水道工事の進捗に遅れが生じたため、水道管の布設替を行うことができず、年度内の工事完成が困難となったことによるものである。

3 繰越額

2,840万円

報告第3号 平成30年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

平成30年度西条市病院事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

工事箇所が、患者が入院加療を受ける病室であることから、工事施工前の配管等の事前調査などに時間を要したことから、年度内の工事完成が困難となったことによるものである。

3 繰越額

3,450万円

報告第4号 西条市土地開発公社の経営状況について

(用 地 課)

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 平成30年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和元年度予算関係

収益的収入及び支出予算		258,000円
資本的収入及び支出予算	収入	0円
	支出	0円
資金計画	受入	2,137,000円
	支払	173,000円

報告第5号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 平成30年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 令和元年度予算関係

経常収益	20,040,000円
経常費用	17,931,208円
差引(損益)	2,108,792円

報告第6号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 平成30年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和元年度予算関係

収入予算	64,635,000円
支出予算	64,200,000円
差引(損益)	435,000円

報告第7号 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

(観光振興課観光産業創造室)

1 提出の理由

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況の概要

(1) 平成30年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和元年度予算関係

収入予算	140,000,000
支出予算	152,610,000
差引(損益)	△12,610,000

報告第 8 号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(下水道業務課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 55,440 円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第9号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(長寿介護課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

街路樹及び縁石の損害に係る額 金93,000円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第10号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(子育て支援課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金97,162円

(2) 支払等

公益財団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第11号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(施設管理課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金30,240円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

1 提出の理由

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が生活困窮等の状態にあり、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難、不能又は不適當となっていることから、債権の放棄をしたものである。

(1) 上水道料金債権

件数 40件

金額 2,037,626円

(2) 簡易水道料金債権

件数 1件

金額 99,570円